



## Headline News

### 預貯金が初めて減少、国債投資が増えるその先にあるものは...

家計の保有する預貯金残高が2004年9月末に、約40年間で初めて前年同期比マイナスになった(日本銀行「資金循環勘定」より)。

預貯金から個人向け国債への資金移動が始まっている

引き金になったのは、個人向け国債の利回り急上昇である。2003年3月の第1回債から3回目までは、低金利の影響で金利(発行時)が0.09~0.05%と極端に低かったため人気がなかった。これが、長期金利上昇とともに同10月発行分から0.7%台に急騰。人気もブレイクした。

ペイオフ完全解禁で資金シフトが本格化する可能性

この流れは一段の加速があり得る。発火点は2005年4月のペイオフ完全解禁である。

預金などの払戻保証額を元本1000万円とその利息までに限るペイオフは、対象外の郵貯を別として、2002年4月に定期預金で一部スタートし、2005年4月からは普通預金まで完全解禁となる。

この影響は想像以上に大きい。前回の一部解禁でも、約70兆~100兆円もの資金が、定期預金から1000万円超も保護の残る普通預金に移動しているのである。

半面、国債の買い手としての銀行の存在感は低下する

銀行預金から国債へというこの大きな流れを俯瞰して見えるのは、利ざやの移転である。これまで銀行は個人から安いコスト(低金利)で預金を集め、その少なからぬ部分を国債で運用していた。当然、国債利回りの方が高く、そのさやを取っていたのである。

国債へのシフトは、その利ざやの個人への移転を意味する。ペイオフは、きっかけに過ぎないが、それが弾みをつけかねない理由はここにある。

個人の国債シフトが経済全体の効率向上を阻む、か?

これらを取りまとめ、かつ想像を膨らませて言えば、それは、企業に回り、生産性向上に向かうべき預金が伸びず、非効率投資の温床たる国への(国債増という形での)資金シフトという大きな流れを表すのではないか。

個人の合理的投資行動が、国民経済的には、効率向上を阻む。いや、それは杞憂に過ぎないだろう...。(日経ビジネスより)



## Information 税務調査の対応

### 1. 調査官が着目する主な調査項目と対応のポイント

調査項目	対応のポイント
現預金の出納管理	・現預金残高と出納記録・小切手類との照合 ・日々の現金照合表の作成 ・個人名義の通帳や印鑑の混同には注意
金庫・事務所内の書類の確認	・社内および社外の貸金庫調査 ・会社と個人の区別の徹底 ・誤解をまねく資料の整理



調査項目	対応のポイント
商品等のたな卸資産の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預け・預り在庫の区分の徹底</li> <li>・ 評価損・廃棄損にかかる資料の整備</li> </ul>
固定資産・修繕費の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本的支出と修繕費等の区分の明確化</li> <li>・ 契約書や証憑類は物件ごとに管理</li> </ul>
同族会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員やグループ会社との取引（金銭の貸借、不動産の賃借、資産の売買）の妥当性</li> <li>・ 役員の私的関連費用の有無</li> <li>・ 同族関係者への給料の支払い</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社案内、組織図の準備</li> <li>・ 期末～翌期首の取引の確認</li> <li>・ 源泉徴収簿、タイムカード、人員名簿の整備と保管</li> <li>・ 経費支出先の明確化</li> <li>・ 債務確定の有無の確認</li> <li>・ 資料の整備</li> </ul>

## 2. 調査後の対策と処理

税務調査の結果、増差税額が生じた場合は、自ら「修正申告」に応じるか、税務当局による「更正処分」が行われます。

	修正申告	更正処分
税務当局に対する異議申立ての権利	なし	あり（処分から2ヶ月以内）
所得金額が4,000万円以上の場合の公示	あり	なし
増差税額の納付期限	申告書提出日	更正通知書が発せられた日の翌日から1月以内

お見逃しなく！

1. 取引実態を確認するため、調査対象会社の取引先、取引銀行などへも税務調査（反面調査）が及ぶことがあります。
2. 税務調査とは関係なく自発的に行った修正申告の場合、過少申告加算税は課されません。

情報提供：ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所） ASGマネジメント（株）

## ご挨拶

皆様、あけましておめでとうございます。本年も昨年同様ご愛顧賜りますようお願いいたします。

昨年末はインドネシアのスマトラ島沖の巨大地震による津波で、周辺諸国に多大の被害と死者が発生したことは、あらためて自然災害の怖さを痛感させられたとともに、われわれは常に生きた地球という大地の上に住んでいるということも思い知らされました。自然界に住む私たちの営みも未来永劫続くことを前提に行われていますが、もう一度足元を見つめ直す必要があるのかもしれない。

会計は過去から未来を見つめる道具ですが、過去がキチンと整理されていないと描かれる将来の経営も間違った方向に進む可能性があります。この一年このことを肝に銘じて皆様方の経営支援業務に邁進したい所存です。（公認会計士・税理士 沖 祐治）